公立大学法人首都大学東京の第一期中期目標期間に係る業務実績評価の実施方法について(案)

地方独立行政法人法(抜粋)

- 第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における 業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

(公立大学法人に関する特例)

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する認証評価機関の 教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

基本方針(事前評価策定時に改定)

- 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- 2 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやす〈社会に示す。
- 3 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- 都民への説明責任を果たす。
- 5 教育研究の質の向上に資する。
- 6 中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方 その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する。

(これまでの取組)

中期目標期間(平成17~22年度)に係る事前評価(4ヵ年)の実施

- 象 平成17年度から20年度まで
- (2)評価結果 評定1(中期目標の進捗状況が良好である。) ... 6項目

認証評価

(H23.3)

法人意見申出

 $(H23.7 \sim 8)$

- 評定2(中期目標の進捗状況が概ね良好である。) …45項目
- 評定3(中期目標の進捗状況がやや不十分である。)... 1項目
- 評定4(中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の
 - 組織、業務等に見直しが必要である。) ... 0項目

認証評価機関による評価報告 書についても、評価策定にお

< H23.9 知事報告·公表 >

中期目標期間評価

平成22年度評価

|いて必要に応じて参照

2 評価方法、スケジュール

基本的な考え方

平成17~20年度ま での期間評価(事前 評価)を踏まえ、平成 21・22年度の実績・ 評価とともに、認証評 価機関の教育及び研 究の状況についての 評価を総合して実施 する。



(H21実施済)

事前評価

業年度

評価

事前評価を適切に反 映・活用し、作業の重 複を避ける。

平成21年度評価

(H22実施済)

告書を兼ねた形式

(法人作成)業務実績報告

(H23.5)

平成22年度業務実績報告書と中

期目標期間における業務実績報

| 平成21・22年度の最終2ヵ年により事 |前評価結果・コメントを変更する必要が あるかどうかの確認をするという視点か

ら総合的にまとめる。

評価書策定時において、期間評価 に反映させるべきものと年度評価に 反映させるべきものを分類

分科会委員による 平成22年度評価

平成22年度業務実績報告を中 心に、第一期中期目標期間につ いても、必要に応じて一体として 評価

)国立大学法人法第35条に規定する教育研究の状況に関 する評価については、本評価委員会においては、従来から 実施している教育研究に関する業務実績評価の中で行う。

 $(H23.6 \sim 8)$